

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長  
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

マレーシア向けに輸出される食品については、「マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について」（平成 23 年 11 月 11 日付け、23 食産第 1548 号農林水産省食料産業局総務課長他 1 名連名）により、全都道府県・食品を対象として日付証明及び産地証明を求めること、ただし、福島県、茨城県、栃木県、宮城県、神奈川県、埼玉県、千葉県、長野県の 8 県で収穫・加工された食品については、マレーシア側で全ロット検査の対象となることとお知らせしたところです。

マレーシア保健省は、12 月 26 日以降、群馬県を上記 8 県に追加することを決定いたしました。

そのため、マレーシア側で全ロット検査対象となるのは、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、神奈川県、埼玉県、千葉県、長野県の 9 県となります。

【12 月 26 日以降の措置】

次の区分ごとに日本の政府機関が発行する証明書を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫、加工した食品	収穫・加工の時期
2	9 県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、神奈川、埼玉、千葉、長野）で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が 9 県内であること
3	9 県以外で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が 9 県以外であること

※2 については、マレーシア側で全ロット検査対象となる

【これまでの措置】

次の区分ごとに日本の政府機関が発行する証明書を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫、加工した食品	収穫・加工の時期
2	8 県（福島、茨城、栃木、宮城、神奈川、埼玉、千葉、長野）で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が 8 県内であること
3	8 県以外で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が 8 県以外であること